

平成27年度版 **過疎対策の現況**

(概 要 版)

平成28年10月

総 務 省
地域力創造グループ過疎対策室

目 次

| | |
|--------------|----|
| 1. 過疎対策のあゆみ | 1 |
| 2. 過疎地域の概況 | 1 |
| 3. 人口の動向 | 2 |
| 4. 財政状況 | 4 |
| 5. 産業・雇用 | 5 |
| 6. 交通・通信 | 6 |
| 7. 生活環境 | 7 |
| 8. 高齢化・福祉・医療 | 8 |
| 9. 教育・文化の振興 | 9 |
| 10. 過疎対策の現況 | 10 |

- ・ 過疎地域とは、
 - ① 過疎地域自立促進特別措置法（以下「自立促進法」という。）第2条第1項に規定する市町村（以下「過疎市町村」という。）の区域
 - ② 自立促進法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村（以下「みなし過疎市町村」という。）の区域
 - ③ 自立促進法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（以下「一部過疎地域」という。）をいう。また、一部過疎地域を有する市町村を、以下「一部過疎市町村」という。
- ・ 統計資料中、過疎地域に係る数値は、①～③の区域に係る数値を使用している。また、これらの数値は、原則として各調査時点の過疎地域に係るものであり、これらの例によらない場合等は、その旨を示している。
- ・ 過疎関係市町村とは、前記①、②又は③の区域を有する市町村をいう。

1. 過疎対策のあゆみ

昭和30年代以降、日本経済の高度成長の過程で、農山漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流出した結果、地方において一定の生活水準や地域社会の基礎的条件の維持が困難になるなど深刻な問題が生じた。

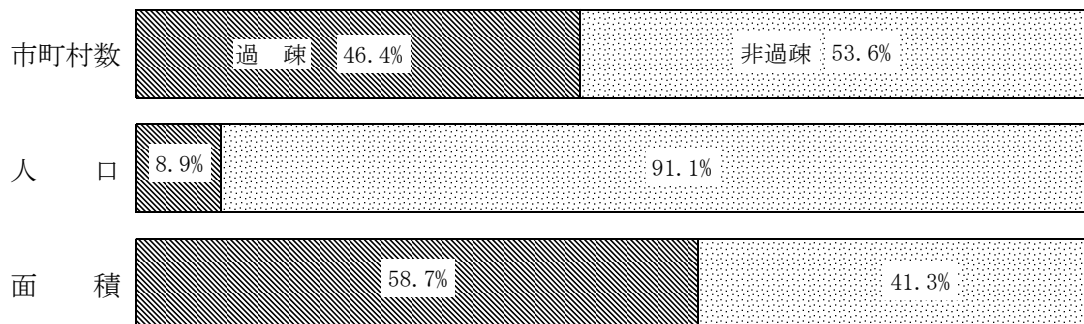
こうした人口減少に起因する地域社会の諸問題に対処するため、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、昭和55年には過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法が制定され、地方公共団体において自主的な取組が行われるとともに、国においても財政、金融、税制等総合的な支援措置が講じられている。

2. 過疎地域の概況

(過疎地域は国土の6割弱、市町村数の半数近くを占める多様な地域)

過疎地域の人口は、全国の8.9%を占めるに過ぎないが、市町村数では半数近く、面積では国土の6割弱を占めている。

図表1 市町村数、人口、面積



(単位：団体、人、km²、%)

| 区分 | 市町村数 | 人口 | 面積 |
|-------|---------------|---------------------|-----------------|
| 過疎地域 | 797 (46.4) | 11,355,109 (8.9) | 221,911 (58.7) |
| 非過疎地域 | 922 (53.6) | 116,702,243 (91.1) | 156,039 (41.3) |
| 全国 | 1,719 (100.0) | 128,057,352 (100.0) | 377,950 (100.0) |

(備考) 1 市町村数は平成28年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

2 人口は平成22年国勢調査による。

3 面積は平成22年国勢調査による。ただし、一部過疎地域については、平成12及び平成17年国勢調査による。

3. 人口の動向

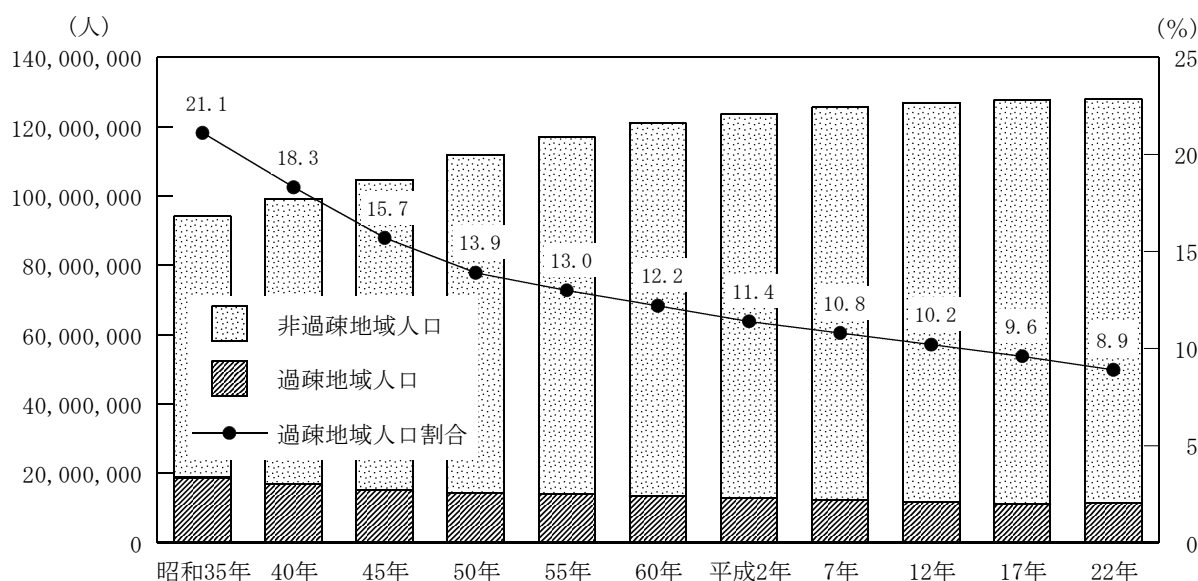
(1) 人口動態

(引き続く人口減少)

総人口に対する過疎地域の人口の割合の推移をみると、過疎問題が顕在化し始めた昭和35年には21.1%であったが、その後過疎地域の人口割合は減少し、平成22年には8.9%となっている。

過疎地域の人口増減の要因を社会増減及び自然増減からみると、昭和63年度以前は自然増を上回る社会減による人口減少、平成元年度以降は社会減と自然減の両方が人口減少の要因となった。また、平成20年度から社会減が拡大から縮小に転じ、平成21年度以降は自然減が社会減を上回っている。

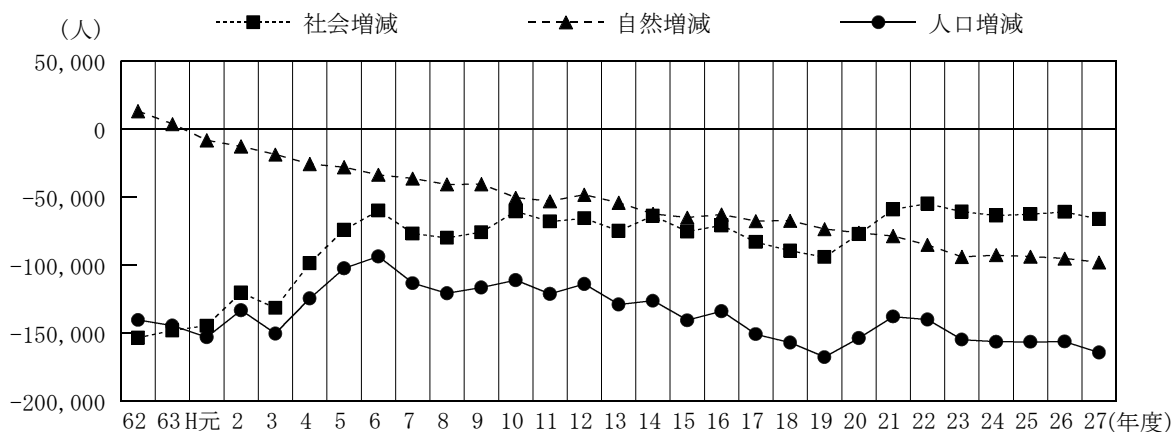
図表2 過疎・非過疎地域人口の推移



(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

図表3 過疎地域における人口増減（社会増減と自然増減）の推移



(備考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。

2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、データの取得ができない一部過疎地域を含まない。

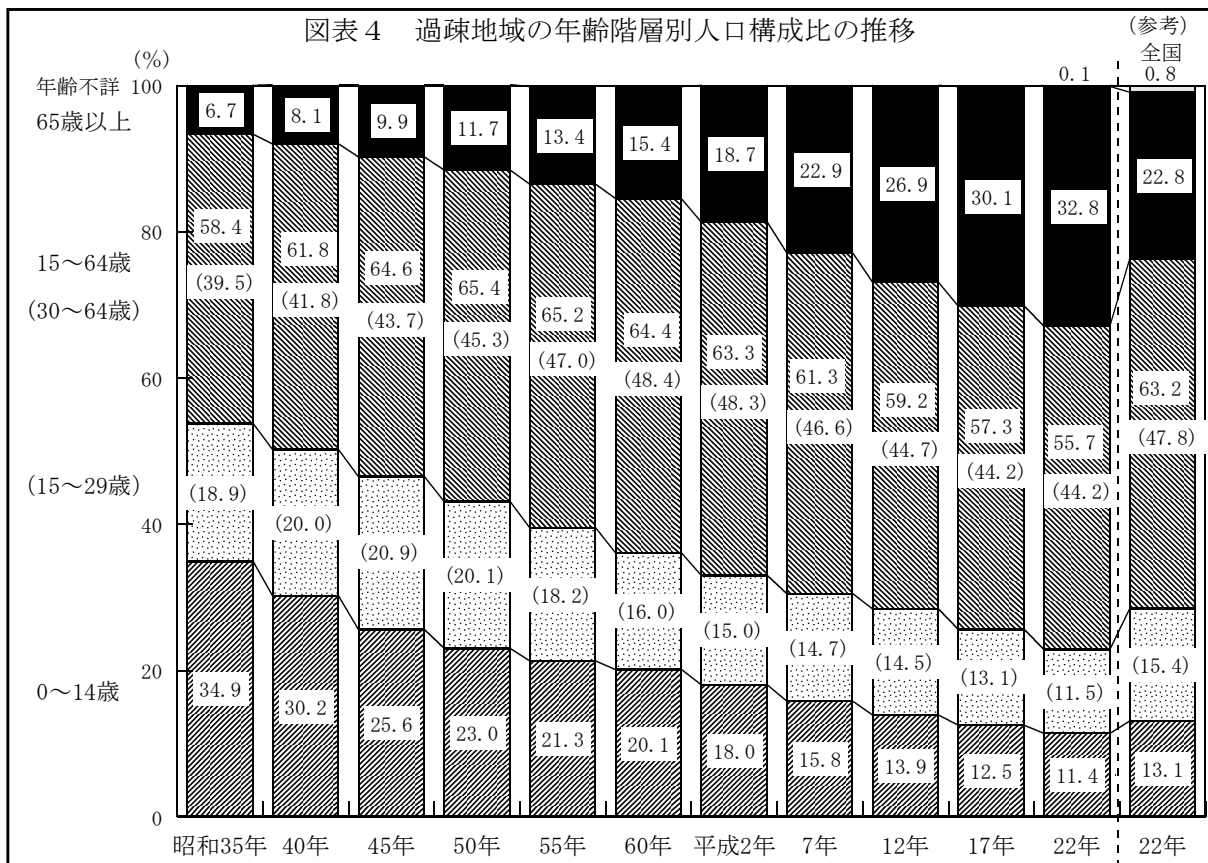
(2) 人口構成

(進行する高齢化)

昭和35年から平成22年までの年齢階層別人口構成比の推移をみると、0歳～14歳の階層の構成比は34.9%から11.4%に大きく減少しており、生産年齢人口である15歳～64歳の階層も減少している。一方、65歳以上の高齢者階層については、構成比が6.7%から32.8%へと大幅に上昇している。

年齢階層別人口構成比を全国と比較すると、64歳以下の全ての年齢階層において、過疎地域の構成比は全国よりも低く、15～29歳の構成比の差が大きい。

一方、65歳以上の高齢者の構成比は、全国が22.8%であるのに対し、過疎地域は10ポイント上回っている。



- (備考) 1 国勢調査による。
2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

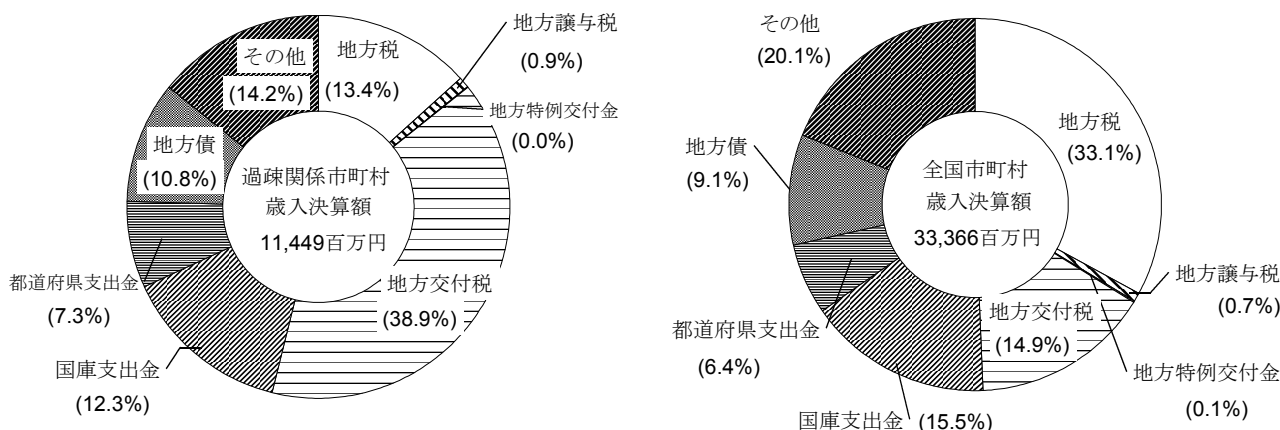
4. 財政状況

(自主財源に乏しく、脆弱な財政構造)

過疎関係市町村の歳入に占める地方税収割合は13.4%（全国 33.1%）に過ぎない。

また、市町村の財政力を示す指標である財政力指数をみると、平成25年及び26年ともに、全国の平均が0.49であるのに対し、過疎地域の平均は0.23となっている。

図表5 平成26年度 市町村歳入決算の状況



- (備考) 1 総務省「平成26年度地方財政状況調査」による。
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。
 3 過疎関係市町村には、一部過疎地域を含まない。

図表6 財政力指数段階別過疎関係市町村数

(単位: 団体、%)

| | | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------|-------------|----------------|----------------|
| 過 疎 地 域 | 0.1未満 | 29 (3.6) | 32 (4.0) |
| | 0.1以上0.2未満 | 310 (38.9) | 307 (38.5) |
| | 0.2以上0.3未満 | 273 (34.3) | 268 (33.6) |
| | 0.3以上0.42以下 | 159 (19.9) | 165 (20.7) |
| | 0.42超 | 26 (3.3) | 25 (3.1) |
| | 団体数合計 | 797 (100.0) | 797 (100.0) |
| | 平均値 A | 0.23 | 0.23 |
| 全国平均値 B | | 0.49 | 0.49 |
| B - A | | 0.26 | 0.26 |

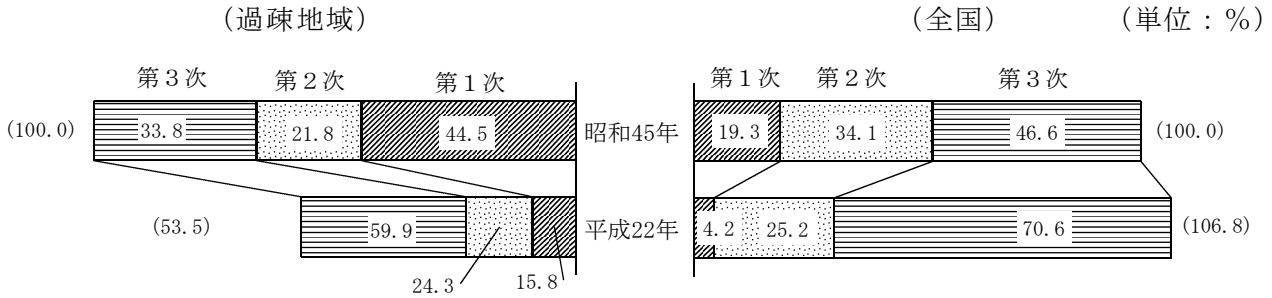
- (備考) 1 総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係計数資料」による。
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。
 3 財政力指数について、平成25年度は平成23年度から平成25年度まで、平成26年度は平成24年度から平成26年度までの各年度ごとに地方交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して求めた数値（小数点第3位を四捨五入）を平均したものである。なお、一部過疎地域については、合併前の旧市町村の数値（合併算定替）に基づく。
 4 () は団体数合計に対する構成比である。
 5 平均値は単純平均であり、全国平均値においては一部過疎地域を有する市町村も一本算定を用いている。

5. 産業・雇用

(第二次、第三次産業就業者が約8割)

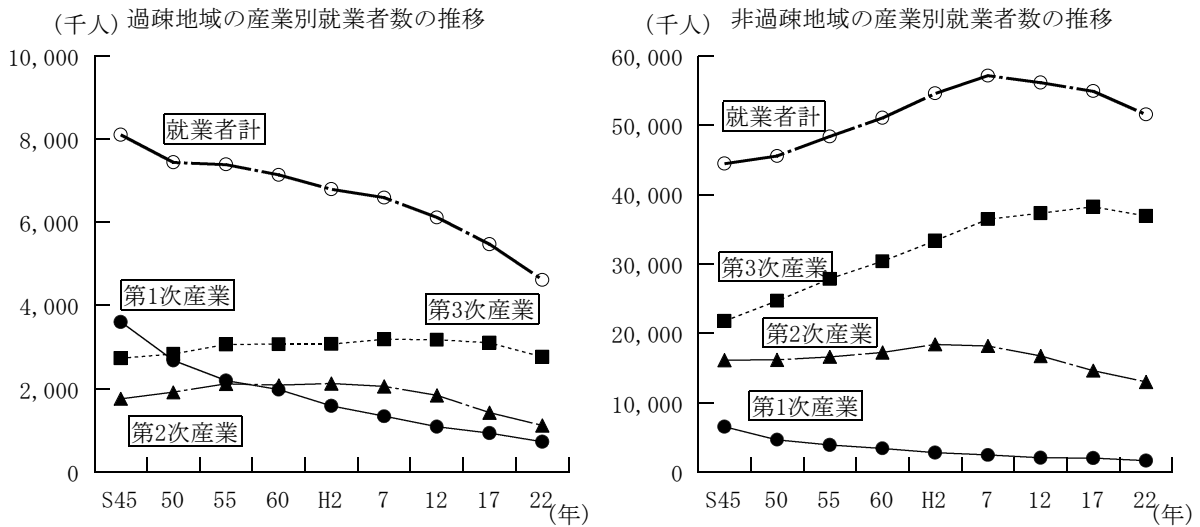
産業別就業人口割合をみると、かつて中核的な産業であった第一次産業就業者は昭和45年～平成22年の40年間に大きく減少し、現在では、第二次・第三次産業就業者が約8割を占めている。

図表7 産業別就業人口及び構成割合の変動状況



- (備考) 1 国勢調査による。
 2 () は昭和45年の就業人口を100としたときの指数。
 3 過疎地域は平成28年4月1日現在。
 4 平成22年の過疎地域は一部過疎地域を含まない。
 5 総数には分類不能産業を含まない。

図表8 産業別就業者数の推移



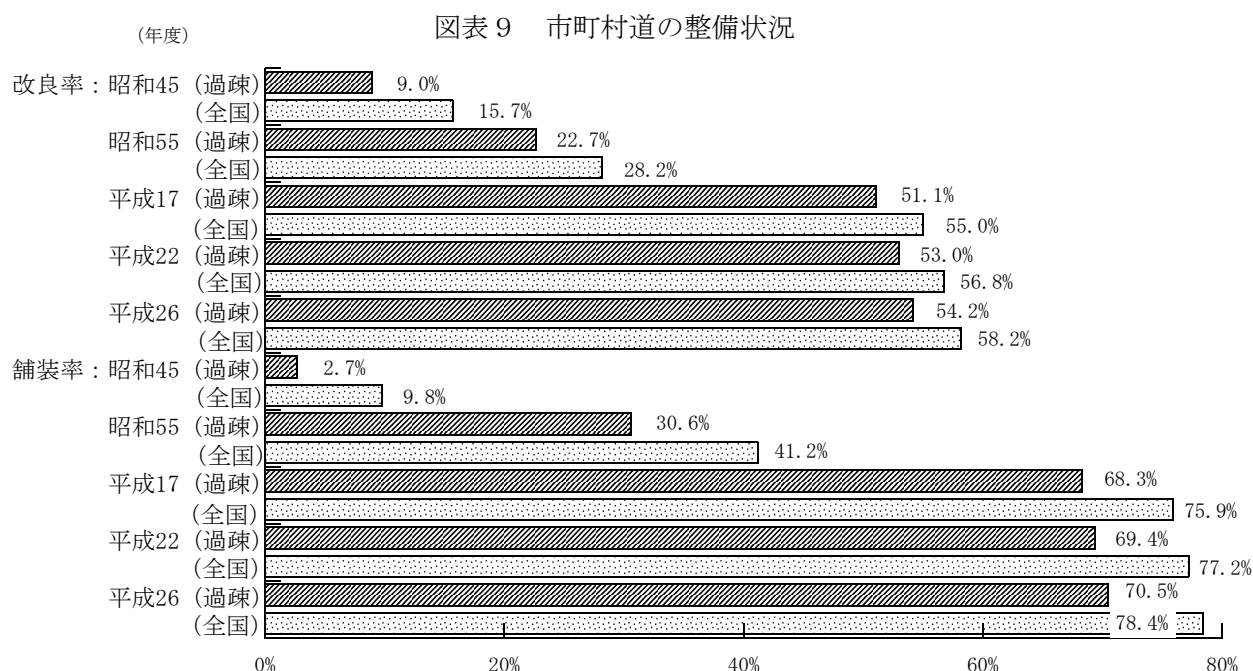
- (備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は平成28年4月1日現在。
 3 平成17年については、一部過疎地域のうちデータが取得できない190区域を過疎地域から除いている。
 4 平成22年の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

6. 交通・通信

(改善しつつある交通・通信整備)

市町村道の整備水準については、改善されてきているが、なお格差は存在している。

ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率をみると、全国及び過疎関係市町村ともに100.0%となっている。また、超高速ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率では、全国との格差は改善しつつある一方、固定系の世帯カバー率をみると、全国よりも2.7ポイント低い状況となっている。



- (備考) 1 平成17年度までのデータは、総務省「公共施設状況調査」等による。平成22年度以降の「改良率」及び「舗装率」のデータは国土交通省の資料を基に総務省が作成。
- 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在である。平成17年度については、一部過疎地域のうちデータが取得できない286区域を過疎地域から除いている。また、平成22年度以降のデータは一部過疎地域を含まない。

図表10 ブロードバンドの整備状況

| 区分 | ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率 | 超高速ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率 |
|------|-----------------------|--------------------------|
| 過疎地域 | 100.0 (99.6) % | 99.9 (96.3) % |
| 全国 | 100.0 (99.9) % | 約100.0 (99.0) % |

- (備考) 1 平成27年3月末の整備状況について推計したもの（総務省調べ）。
- 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。
- 3 ブロードバンドサービス：FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、衛星、BWA、LTE、3.5世代携帯電話。（）内は固定系のみ数値。
- 4 超高速ブロードバンドサービス：FTTH、CATVインターネット、FWA、BWA、LTE（FTTH及びLTE以外は下り30Mbps以上のものに限る）。（）内は固定系のみ数値。
- 5 世帯カバー率は、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの（小数点以下第2位を四捨五入）。

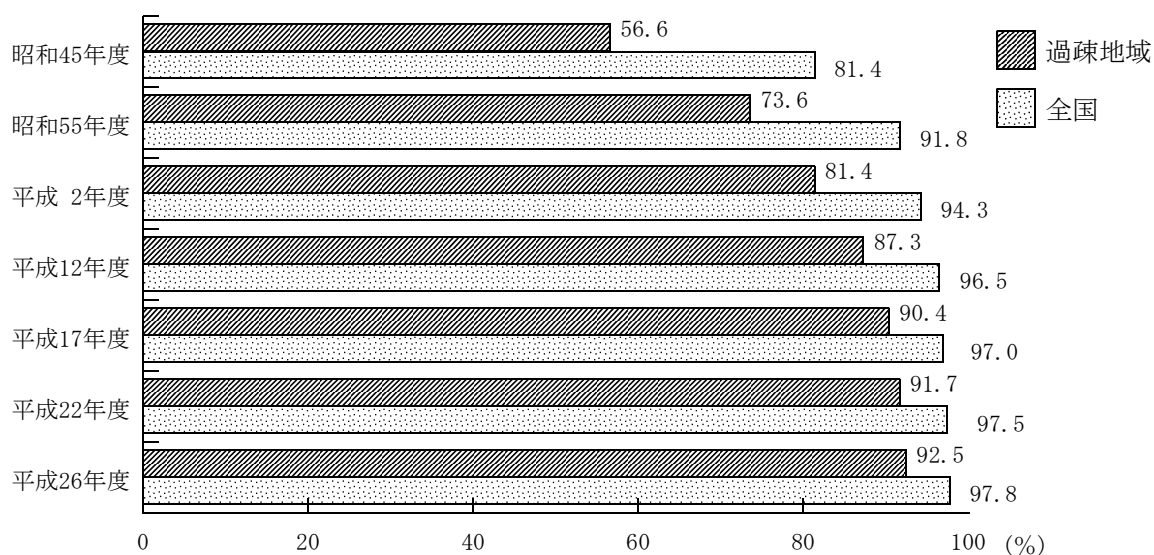
7. 生活環境

(依然残る生活基盤の格差)

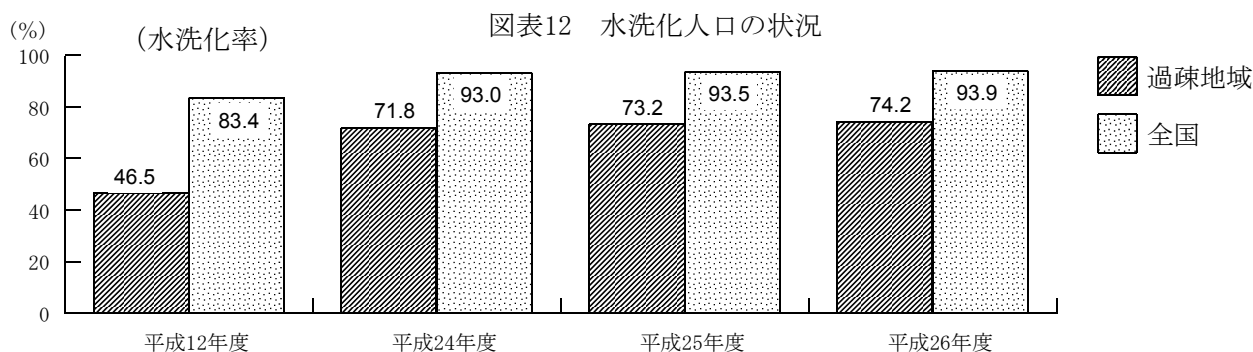
生活環境等の整備状況をみると、水道普及率については、全国との格差はかなり縮小してきているものの、未だ5.3ポイントの開きがある。

水洗化率については改善されてきているが、平成26年度において全国93.9%に対して過疎地域74.2%となっており、依然として大きな格差がみられる。

図表11 水道普及率の推移



- (備考) 1 平成17年度までは、総務省「公共施設状況調査」等による。
 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない275区域を過疎地域から除いている。
 3 平成22年度以降については、日本水道協会「水道統計」によるものであり、一部過疎地域を除いている。また、水道普及率には専用水道を含む。



- (備考) 1 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」による。
 2 過疎地域には、一部過疎地域を含まない。

8. 高齢化・福祉・医療

(着実に整備が進むが依然残る福祉・医療の格差)

過疎地域では、全国と比較すると小児科医や産婦人科医が少ない。

無医地区を有する市町村数について、平成21年から平成26年にかけて、非過疎市町村では約半数に減少したが、過疎市町村では増加しており、引き続き多くの無医地区が残されている。

65歳以上人口1万人当たりの高齢者福祉施設の定員数をみると、特別養護老人ホームや養護老人ホームなどは、全国平均より多くなっている。

図表13 主な専門科別医師

(単位：人)

| 区分 | 総数 | 内科 | 小児科 | 外科 | 産婦人科・産科 |
|----------|---------|--------|--------|--------|---------|
| 過疎地域 | 14,607 | 5,320 | 680 | 1,350 | 431 |
| 人口1万人当たり | 14.51 | 5.28 | 0.68 | 1.34 | 0.43 |
| 全国 | 296,845 | 61,317 | 16,758 | 15,383 | 11,085 |
| 人口1万人当たり | 23.18 | 4.79 | 1.31 | 1.20 | 0.87 |

(備考) 1 厚生労働省「平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査」による。

2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域は含まない。

図表14 無医地区の状況

(単位：箇所、%)

| 区分 | | 昭和 53年 10月 | 昭和 59年 10月 | 平成 6年 9月 | 平成 11年 6月 | 平成 16年 12月 | 平成 21年 10月 | 平成 26年 10月 | S53 ~H26 増減率 |
|-----|--------------|------------------|------------------|----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 過疎 | 無医地区数 | 1,168 | 887 | 725 | 715 | 621 | 565 | 565 | △51.6 |
| 市町村 | 無医地区を有する市町村数 | 555 | 463 | 389 | 368 | 312 | 203 | 216 | △61.1 |
| 非過疎 | 無医地区数 | 582 | 389 | 272 | 199 | 165 | 140 | 72 | △87.6 |
| 市町村 | 無医地区を有する市町村数 | 323 | 230 | 156 | 127 | 97 | 86 | 40 | △87.6 |

(備考) 1 厚生労働省「無医地区等調査」による。

2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

図表15 65歳以上人口1万人に対しての高齢者福祉施設の整備状況(定員)

(単位：人/65歳以上1万人)

| 区分 | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | | 平成26年 | | 12→26増減率 | |
|-----------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|----------|------|
| | 過疎地域 | 全国 | 過疎地域 | 全国 | 過疎地域 | 全国 | 過疎地域 | 全国 | 過疎地域 | 全国 |
| 特別養護老人ホーム | 155 | 102 | 175 | 131 | 172 | 138 | 187 | 159 | 20.6 | 55.9 |
| 養護老人ホーム | 42 | 23 | 43 | 23 | 40 | 19 | 41 | 22 | -2.4 | -4.3 |
| 軽費老人ホーム | 16 | 21 | 22 | 28 | 24 | 24 | 27 | 32 | 68.8 | 52.4 |
| 介護老人保健施設 | 94 | 80 | 108 | 102 | 110 | 105 | 116 | 113 | 23.4 | 41.3 |

(備考) 1 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」及び「社会福祉施設等調査」による。

2 65歳以上の人口は平成22年度国勢調査による。

3 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

9. 教育・文化の振興

(義務教育及び高校進学率の状況)

小中学校1学校当たりの児童数及び生徒数を全国と比較すると、平成27年度において、過疎地域の児童数は116人、生徒数は125人となっており、それぞれ全国と比較して、小規模校が多い状況にある。

高等学校等への進学率については、昭和60年度以降、全国とほぼ同水準となっている。

図表16 義務教育の状況

| 項 目 | 単位 | 昭和45年度 | | 昭和55年度 | | 平成2年度 | | 平成12年度 | | 平成22年度 | | 平成27年度 | | |
|-------------|-----------|--------|-----------|-----------|---------|------------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|
| | | 過疎地域 | 全国 | 過疎地域 | 全国 | 過疎地域 | 全国 | 過疎地域 | 全国 | 過疎地域 | 全国 | 過疎地域 | 全国 | |
| 小 学 校 | 学校数 | 校 | 6,622 | 24,313 | 5,677 | 24,732 | 4,950 | 24,557 | 4,890 | 23,719 | 4,420 | 21,713 | 3,634 | 20,601 |
| | 児童数 | 人 | 1,023,569 | 9,491,866 | 717,134 | 11,819,045 | 544,812 | 9,045,154 | 415,369 | 7,182,432 | 493,956 | 6,869,318 | 421,945 | 6,425,754 |
| | 1学校当たり児童数 | 人 | 155 | 390 | 126 | 478 | 110 | 368 | 85 | 303 | 112 | 316 | 116 | 312 |
| 中 学 校 | 学校数 | 校 | 2,793 | 10,215 | 2,261 | 10,178 | 1,973 | 10,595 | 2,053 | 10,428 | 2,049 | 9,982 | 1,861 | 10,484 |
| | 生徒数 | 人 | 632,131 | 4,510,815 | 371,719 | 5,111,822 | 299,639 | 4,942,223 | 247,266 | 3,724,593 | 269,789 | 3,270,582 | 233,301 | 3,190,799 |
| | 1学校当たり生徒数 | 人 | 226 | 442 | 164 | 502 | 152 | 466 | 120 | 357 | 132 | 328 | 125 | 304 |

- (備考) 1 平成17年度までは、総務省「公共施設状況調査」等、平成22年度以降は、文部科学省「学校基本調査」による。
 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない275区域を過疎地域から除いている。
 3 平成22年度以降の過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

図表17 高等学校等への進学率

| 昭和45年度 | | 昭和55年度 | | 昭和60年度 | | 平成2年度 | | 平成7年度 | | 平成14年度 | | 平成17年度 | | 平成22年度 | |
|--------|------|--------|------|--------|------|-------|------|-------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| 過疎 | 全国 | 過疎 | 全国 | 過疎 | 全国 | 過疎 | 全国 | 過疎 | 全国 | 過疎 | 全国 | 過疎 | 全国 | 過疎 | 全国 |
| 65.5 | 82.1 | 91.8 | 94.2 | 94.4 | 94.1 | 96.3 | 95.1 | 94.7 | 96.7 | 97.9 | 97.0 | 98.2 | 97.6 | 98.5 | 98.0 |

| 平成27年度 | |
|--------|------|
| 過疎 | 全国 |
| 98.9 | 98.5 |

- (備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」による
 2 過疎地域は総務省調べ

10. 過疎対策の現況

過疎対策事業は、都道府県及び過疎関係市町村計画に基づき、過疎地域の自立促進、振興・活性化等に資する事業として、ハード・ソフトの両面から幅広くかつ総合的に実施されている。

分野別にみると、緊急措置法及び振興法に基づく事業の約半分を占めていた「交通通信体系の整備等」の構成比が活性化法以降に減少しているが、「生活環境の整備」、「医療の確保」の構成比が活性化法以降に増加するなど、過疎対策事業の内容は、時代のニーズに応じて変化している。

＜各分野に含まれる事業の例＞

| | |
|-------------------------|---|
| 産業の振興 | 農林水産業振興、地場産業振興、観光又はレクリエーション 等 |
| 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 | 市町村道、農林道、電気通信施設、地域間交流 等 |
| 生活環境の整備 | 水道施設、下水処理施設、消防施設、公営住宅 等 |
| 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 高齢者福祉施設、児童福祉施設、認定こども園、母子福祉施設 等 |
| 医療の確保 | 診療施設、無医地区対策、へき地医療確保 等 |
| 教育の振興 | 学校教育関連施設（校舎、屋内運動場、スクールバス、給食施設等）、幼稚園、集会施設、体育施設 等 |
| 地域文化の振興等 | 地域文化の振興等に係る施設、地域特有の伝統文化等の保存 等 |
| 集落の整備 | 公共施設、農地、定住団地等の整備 等 |
| その他地域の自立促進に関し必要な事項 | 自然エネルギーを利用するための施設 等 |

図表18 過疎対策における事業費等

(単位：億円、%)

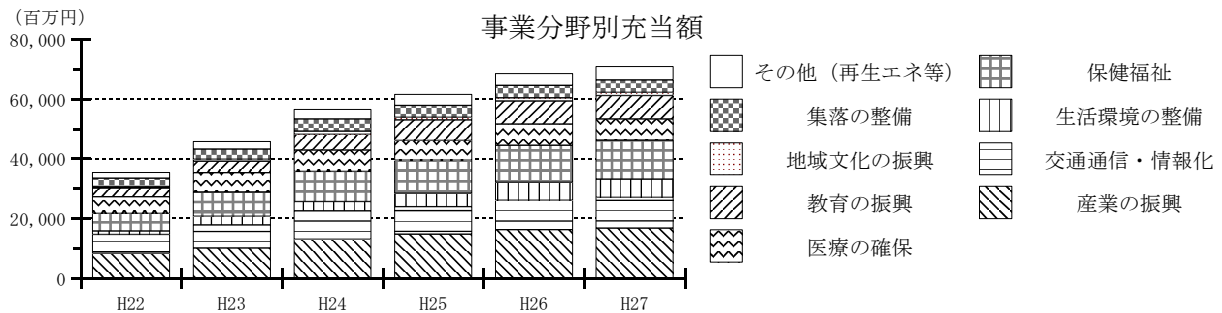
| 区分 | 産業の振興 | 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進 | 生活環境の整備 | 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 医療の確保 | 教育の振興 | 地域文化の振興等 | 集落の整備 | その他 | 合計 |
|---------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|--------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|----------------------|
| 緊急措置法 (S45～54) | 17,524 (22.2) | 39,197 (49.6) | 8,945 (11.3) | | 953 (1.2) | 9,470 (12.0) | | 190 (0.2) | 2,739 (3.5) | 79,018 (100.0) |
| 振興法 (S55～H元) | 48,257 (27.8) | 85,942 (49.5) | 17,983 (10.4) | | 2,457 (1.4) | 17,085 (9.8) | | 412 (0.2) | 1,534 (0.9) | 173,670 (100.0) |
| 活性化法 (H2～11) | 106,603 (29.3) | 142,673 (39.3) | 64,057 (17.6) | 11,308 (3.1) | 6,211 (1.7) | 24,865 (6.8) | | 1,186 (0.3) | 6,384 (1.8) | 363,287 (100.0) |
| 自立促進法 (H12～21) | 69,629 (28.4) | 91,919 (37.5) | 49,657 (20.3) | 9,521 (3.9) | 5,330 (2.2) | 13,298 (5.4) | 2,142 (0.9) | 1,003 (0.4) | 2,629 (1.1) | 245,128 (100.0) |
| 自立促進法 (H22～27) | 44,553 (29.1) | 44,892 (29.3) | 26,802 (17.5) | 11,002 (7.2) | 7,106 (4.6) | 14,247 (9.3) | 1,810 (1.2) | 1,007 (0.7) | 1,778 (1.2) | 153,197 (100.0) |
| 自立促進法 (H28) | 9,956 (32.0) | 8,020 (25.7) | 5,841 (18.7) | 2,322 (7.5) | 1,216 (3.9) | 2,657 (8.5) | 381 (1.2) | 304 (1.0) | 456 (1.5) | 31,153 (100.0) |
| 自立促進法 計 (H12～28) | 124,138 (28.9) | 144,831 (33.7) | 82,300 (19.2) | 22,845 (5.3) | 13,652 (3.2) | 30,202 (7.0) | 4,333 (1.0) | 2,314 (0.5) | 4,863 (1.1) | 429,478 (100.0) |
| 合計 (S45～H28) | 296,522 (28.4) | 412,643 (39.5) | 173,285 (16.6) | 34,153 (3.3) | 23,273 (2.2) | 81,622 (7.8) | 4,333 (0.4) | 4,102 (0.4) | 15,520 (1.5) | 1,045,453 (100.0) |

- (備考) 1 総務省調べ。
 2 () は構成比である。
 3 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。
 4 平成28年度は熊本地震で被災した熊本県南阿蘇村、甲佐町、山都町を除く。

図表19 過疎対策事業債の状況

| 年度区分 | 地方債計画額 | 充 当 額 | うちソフト分発行(予定)額 | 限度額 | 活用率 |
|------------------------|----------------|----------------|---------------|----------|-------|
| (緊急措置法) 昭和45年度～54年度 | 百万円 655,000 | 百万円 665,687 | 百万円 — | 百万円 — | — |
| (振興法) 昭和55年度～平成元年度 | 1,632,000 | 1,642,999 | — | — | — |
| (活性化法) 平成2年度～平成11年度 | 3,152,200 | 3,151,897 | — | — | — |
| (自立促進法) 平成12年度 | 370,000 | 342,649 | — | — | — |
| 平成13年度 | 354,000 | 353,800 | — | — | — |
| 平成14年度 | 329,000 | 328,970 | — | — | — |
| 平成15年度 | 313,000 | 313,000 | — | — | — |
| 平成16年度 | 294,500 | 294,404 | — | — | — |
| 平成17年度 | 290,000 | 262,694 | — | — | — |
| 平成18年度 | 285,200 | 227,815 | — | — | — |
| 平成19年度 | 280,400 | 204,472 | — | — | — |
| 平成20年度 | 272,000 | 211,813 | — | — | — |
| 平成21年度 | 275,700 | 220,320 | — | — | — |
| 小 計 | 3,063,800 | 2,759,937 | — | — | — |
| (改正自立促進法) 平成22年度 | 270,000 | 228,111 | 37,905 | 66,207 | 57.3% |
| 平成23年度 | 290,000 | 258,859 | 45,782 | 70,207 | 65.2% |
| 平成24年度 | 311,500 | 297,540 | 56,559 | 72,688 | 77.8% |
| 平成25年度 | 313,900 | 287,987 | 61,587 | 74,542 | 82.6% |
| 平成26年度 | 372,800 | 345,179 | 68,621 | 76,874 | 89.3% |
| 平成27年度 | 424,000 | 383,242 | 70,923 | 76,900 | 92.2% |

図表20 過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）の内訳



事業分野別充当額構成比率

(単位：%)

| 年度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 産業の振興 | 23.2 | 21.9 | 22.8 | 23.7 | 23.6 | 23.5 |
| 交通通信・情報化 | 17.9 | 16.9 | 16.9 | 15.1 | 14.3 | 14.6 |
| 生活環境の整備 | 3.3 | 6.4 | 5.6 | 7.3 | 8.8 | 8.6 |
| 保健福祉 | 16.7 | 17.8 | 17.9 | 17.9 | 18.3 | 18.4 |
| 医療の確保 | 15.9 | 14.1 | 12.6 | 10.9 | 10.2 | 10.0 |
| 教育の振興 | 8.3 | 8.3 | 9.5 | 11.1 | 11.3 | 11.1 |
| 地域文化の振興 | 1.3 | 1.5 | 1.7 | 1.5 | 1.7 | 1.5 |
| 集落の整備 | 8.1 | 7.6 | 7.3 | 6.4 | 6.1 | 5.9 |
| その他（再生エネ等） | 5.4 | 5.5 | 5.7 | 6.0 | 5.8 | 6.3 |
| 小計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |